

令和6年第10回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和6年10月28日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時56分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	欠
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和6年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、金子達委員、中島英樹委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和6年第10回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第95号から議案第100号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第101号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>議事日程は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、小和瀬守委員と戸屋政春委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第95号から議案第100号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第95号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第95号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市に所在のある、不動産・建設業を営む法人で、近年、住宅需要が高く、住宅地として開発する候補地を検討していたところ、本申請地の周辺環境が住宅地に適していると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本申請の計画は、全体面積が3,000㎡を超えるため、県の開発許可が必要となりますが、本申請と同時に、川越建築安全センター東松山駐在にて手続きが行われており、許可見込みありとの回答を得ております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>新井委員。</p>

新井委員	<p>譲渡人の〇〇さんに事情を伺ってまいりました。この土地については、〇〇との間で、先取特権契約が交わされており、地権者は多少の契約金をもらっていたそうです。</p> <p>2、3年ほど前から、仲介の不動産屋から、本件を受け、〇〇との契約を破棄してほしいとの相談があったとのことでした。</p> <p>その後は、説明会もなく、事業者も変わり、進捗がなかったそうですが、最近になり、開発協議を町に提出するとのことで、同意書を求められたため、応じたとのことでした。</p> <p>地権者としても、耕作ができないという方が多く、このまま良い方向に向かえばよいと考えているとのことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>福島委員。</p>
福島委員	<p>新井委員とは別日に、現地を確認し、3名の譲渡人に事情を伺いました。地権者が集まって、協議するというかたちはなく、すでに契約自体は済ませているということでした。</p> <p>申請地を管轄する水利組合にも、計画に伴う一時金が既に支払われているということでした。</p> <p>申請地としては、何ら問題はないと思いますが、26棟の住宅を建てるということでした。</p> <p>ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第95号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第95号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第96号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第96号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>議案第96号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内で、不動産業を営む法人で、申請地周辺の月極駐車場を管理しておりますが、すでに満車のため、鉢形駅の近くで、候補地の検討を行っていたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>事業計画地としては、申請地4筆と、その間にある宅地1筆を使う計画になっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>坂本滋委員。</p>
坂本滋委員	<p>現地確認をしてまいりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>

議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 96 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 96 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に議案第 97 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 97 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内で建設業を営む法人ですが、現在、借地で使用している、西ノ入の資材置場を返却しなければならなくなり、代替地の検討を行っていたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請地に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題は無いものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>坂本滋委員。</p>
坂本滋委員	<p>現地確認を行いまして、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 97 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 97 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に議案第 98 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 98 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、県道赤浜小川線バイパスの北側で、7 月の総会で御審議いただきました、残土受入施設の整備に伴う付随施設敷地の農地転用許可申請地の南の土地になります。</p> <p>なお、その 7 月総会の申請につきましては、8 月 27 日付けで県の許可が下りまして、工事がスタートしております。</p> <p>申請者、譲受人は、その 7 月のときの申請者と同じ、町内に本社を置く、残土処理や土木業を営む法人になります。</p> <p>案内図を御覧いただきますと、本申請地は、県道と、県道から退避するように付けられている道路との間の残地のようにになっている農地で、この度の工事を進めていくため、大型車両の出入りスペースの確保や、現場管理事務所等の設置場所を検討したところ、本申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、本申請地の使用に当たりましては、農地転用許可申請に先立ち、当初の林地開発許</p>

	<p>可をした寄居林業事務所から、林地開発許可内容の修正の求めがあり、10月18日付けで、林地開発の変更手続きを済ませております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
梅澤委員	<p>梅澤委員。</p> <p>25日に、戸屋委員と現地確認を行いました。問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第98号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第98号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第99号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第99号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市の借家に、家族で居住しておりますが、子どもが成長し、手狭に感じていたため、自己用住宅の建設を検討していたところ、本申請地を祖父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p>
小和瀬委員	<p>小和瀬委員。</p> <p>24日に、矢那瀬推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたが、譲渡人の息子さんが、住宅を建てる予定もあったそうですが、お孫さんが、借家では手狭に感じていたため、計画に及んだとのことです。</p> <p>譲渡人は、高齢で老人ホームに入居しているため、自宅には住んでおられないようですので、お孫さんがこちらに越して来られれば、計画地周辺の譲渡人が所有している農地についても、荒廃しないようにしてくれるのではないかと考えています。</p> <p>問題ないと思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第99号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 100 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 100 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県外に所在のある、太陽光発電事業など中心に営む法人で、通常送電の電力が余る時間帯に蓄電をし、電力が不足する時間帯に売電をすることにより収益を得る蓄電地事業を行うため、候補地を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p>
矢那瀬推進委員	<p>矢那瀬推進委員。</p> <p>一昨日の土曜日に、小和瀬委員と現地確認を行いました。</p>
議長	<p>譲渡人については、施設に入居しており、事情を伺うことは叶いませんでしたが、内容については、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 100 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 100 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 3、議案第 101 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 101 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案 101 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は、全 5 筆で、合計面積が 4,021 m²です。農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。</p> <p>整理番号 4 番と 5 番の新設定 2 筆について御説明いたします。</p> <p>こちらの借受人は、現在は農業には携わっておりませんが、会社勤めをしながら、農業に取り組んでみたいとのこと、今回の申出となったものです。場所は、鉢形の県営住宅の北側で、栗などの果樹やタマネギや白菜、トマトなど、露地野菜全般に有機栽培で取り組むとのこと。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えま</p>

す。

説明は以上です。

議長

この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第 101 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 101 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。

以上で、全ての議案審議が終了しました。委員から何かありましたら、お願いいたします。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。事務局から何かありますか。

事務局長

事務局から 1 点、ご連絡いたします。

次回の総会ですが、11 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。

繰り返します。

11 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

それでは、他に無いようですので、令和 6 年第 10 回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

小和瀬 守 委員 戸屋 政春 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年10月28日

議 長

室岡重雄

委 員

戸屋政春

委 員

小和瀬 守